

唐津市指定管理者
制度運用ガイドライン

令和2年6月
(令和5年10月一部改定)
(令和7年1月一部改定)
唐津市

目 次

はじめに	1
第1章 指定管理者制度の概要	
1 指定管理者制度活用の目的	2
2 公の施設の概念	2
3 指定管理者制度活用の制限	3
4 指定管理者の権限等	3
5 利用料金制度	3
6 利用料金と使用料の違い	3
7 監査委員等による指定管理者に対する監査	4
第2章 指定管理者制度導入・運用方針の決定	
1 指定管理者制度導入に当たっての基本事項	5
2 指定管理者が実施する業務	5
3 条例の整備	5
4 選定単位	5
5 指定管理者の選定基準	5
6 公募、非公募	6
7 指定期間	7
8 管理に係る経費	8
第3章 指定管理者選定委員会	
1 指定管理者選定委員会の設置	9
2 選定委員会の所掌事務	9
3 申請書類の審査、評価及び調査	9
4 委員構成	9
5 選定委員会の会議の公開	9
6 選定委員会委員及び本市関係職員との接触禁止	10
第4章 公募施設における指定管理者の選定手続	
1 選定委員会による審査	11
2 募集要項の作成	11
3 公募手続の開始	13
4 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、収支決算書等）の審査	13

5	信用調査の実施	13
6	選定委員会による審査及び候補者の選定	13
7	選定結果通知	14
8	選定結果公表	14
9	仮協定の締結	14
10	次点候補者の設定	14

第5章 非公募施設における指定管理者の選定手続

1	財務諸表（貸借対照表、損益計算書、収支決算書等）の審査	15
2	選定委員会による審査	15
3	担当部署による事業計画書等の書類審査	15
4	選定結果通知	15
5	選定結果公表	15
6	仮協定の締結	15

第6章 指定管理者の選定における注意点

1	応募者の制限	16
2	「議員が役員等に就いている団体」及び「市長、副市長、教育長及び教育委員会の委員が役員等に就いている団体」の応募制限	17
3	審査項目について	17
4	共同事業体	18
5	共同事業体の代表者及び構成団体の変更	18
6	申請を行った者が1者だった場合の取扱い	18
7	応募者がなかった場合	19

第7章 指定管理者の指定及び協定の手続

1	指定議案	20
2	指定の法的性質	20
3	債務負担行為	20
4	公募の結果、指定管理者として選定されなかった場合	20
5	議案が否決された場合	21
6	指定管理者指定決定通知書の送付及び告示	21
7	協定の法的性質	21
8	協定の締結	21
9	印紙の必要性	22
10	保証金	22

11 業務の引き継ぎ	23
------------	----

第8章 モニタリング評価に関する事項

1 目的	24
2 評価の内容	24
3 評価の方法	24
4 更新制	25
5 更新の要件	25
6 ペナルティー制	26
7 ペナルティー制の要件	26
8 更新制及びペナルティー制の適用開始	26

第9章 指定の取消し等

1 指定の取消し、業務停止命令	27
2 指定の取消し等の要件	27
3 指定の取消し等の手続	28
4 指定取消後の運営	29

第10章 制度運用全般に関する事項

1 指定管理業務の再委託	30
2 リスク分担	30
3 損害賠償責任	30
4 指定管理者の利用許可処分に対する不服申立て	30
5 利益分配の考え方	30
6 法人格の変更等が生じた場合	31

はじめに

指定管理者制度は、平成15年9月「地方自治法の一部を改正する法律」の施行により、「多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理・運営に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」を趣旨として創設されました。

本市におきましても、「民間に委ねることができるものは民間に委ねる」という考え方のもと、平成18年度より指定管理者制度を導入し、民間等のノウハウを活用し、効果的・効率的な施設の管理運営を図ってきました。

本ガイドラインは、指定管理者制度運用に関する本市の考えを広く公表し、市民や事業者に提供することにより、一層分かりやすい指定管理者制度の運用を図るとともに、指定管理者制度についての全庁的な共通理解と円滑な推進を図るために策定するものであり、今後も社会経済情勢の変化、多様化する市民ニーズ、指定管理者制度の運用状況などの動向を踏まえながら、継続的に検証を行い、必要に応じて隨時見直していきます。

第1章 指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度活用の目的

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理・運営に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目的としています。なお、指定管理者制度は地方自治法（以下「自治法」という。）第244条の2に規定されていますが、法律による規制は最小限度のものとなっており、具体的な制度運用は、各地方公共団体の広範な裁量に委ねられています。

■住民サービスの向上

- ・開館時間の延長
- ・専門性や民間ノウハウ活用による魅力的な施設運営
- ・利用手続等の簡素化、迅速化
- ・修繕や設備等改善の迅速化
- ・民間ノウハウ活用、創意工夫による利用者の増加

■経費の縮減

- ・事務の簡素化、効率化等による経費縮減
- ・柔軟な雇用形態の活用などによる人件費の削減

2 公の施設の概念

指定管理者に管理を行わせることができる施設は、自治法により公の施設とされていますが、公の施設とは、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」（自治法第244条第1項）と規定されています。

公の施設であることの考え方は、次のとおりです。

① 住民の利用に供するための施設であること。

施設の本来的機能が住民の利用に供するものであることが必要です。試験研究所、庁舎等は住民の利用に供するための施設ではないため、公の施設に該当しません。

② 当該普通地方公共団体の住民の利用に供するための施設であること。

当該普通地方公共団体の住民の利用に全く供されない施設は該当しません。

③ 住民の福祉を増進する目的で設置する施設であること。

住民の利用に供する施設であっても、その利用が直接住民の福祉の増進となるも

のでなければいけません。競馬場や競艇場等は、地方公共団体の収益事業のための施設であるほか、留置場は、社会公共秩序を維持するために設置するものであることから公の施設には該当しません。

④ 普通地方公共団体が設置する施設であること。

必ずしも所有権は必要ありませんが、借地権、使用貸借権等によって、施設を住民に利用させる権原を取得した場合においても、当該施設を公の施設とすることができます。また国や公益法人等が設置する施設は、本市の公の施設には該当しません。

3 指定管理者制度活用の制限

指定管理者制度は、公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、自治法第244条の2第1項の規定により、条例の定めるところにより導入できますが、道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定されている場合は、指定管理者制度の適用が制限されます。

また、指定管理者は「法人その他の団体」と規定されているため、個人を指定管理者として指定することはできません（自治法第244条の2第3項）が、法人格は必ずしも必要ではありません。

4 指定管理者の権限等

指定管理者は、公の施設の設置者である地方公共団体から、公の施設の包括的な管理権限を委任されており、管理業務の効率化・迅速化を図るため、行政処分に該当する施設の利用許可等の一部についても、条例で定めるところにより管理権限の一環として地方公共団体に代わって行うことができます。

ただし、法令上地方公共団体又は長に専属的に付与された行政処分（行政財産の目的外使用許可、使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、不正使用者を強制的に排除する公物警察権等）は、指定管理者に行わせることはできません。

5 利用料金制度

指定管理者の権限の一つとして、自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者が施設の利用に係る料金を収入として收受できる「利用料金制」を導入することができるとされています。

この制度は、施設の管理運営にあたり、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすく、また、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化を図る観点から設けられたものです。なお、利用料金制度を導入する場合は、その旨を条例に規定する必要があります。

6 利用料金と使用料の違い

使用料は、市の歳入となるべき公法上の債権に基づく公金で、これに対し利用料金は、指定管理者の収入として收受させるべきもので、私法上の債権とされており、もし強制的に徴収する場合は、通常の私債権に係る民事訴訟法上の手続きによることとなります。

利用料金は、市の歳入ではなく、指定管理者の収入となるため、自治法第228条、第229条の規定は適用されず、利用料金の徴収を免れた場合に過料を科すこと、あるいは利用料金に対する不服申立てを行うことはできないこととなっています。

7 監査委員等による指定管理者に対する監査

指定管理者による公の施設の管理業務全般が、自治法上規定されている監査の対象となるものではありませんが、管理運営の業務に係る出納その他の事務の執行に関しては、次の監査の対象となる場合があります。また、指定管理料や財産管理について、違法又は不当と認められるときは、住民監査請求（自治法第242条）及び住民訴訟（自治法第242条）の対象となります。

- ① 監査委員による監査（自治法第199条第7項）
- ② 包括外部監査契約に基づく監査（自治法第252条の37）
- ③ 個別外部監査契約に基づく監査（自治法第252条の39～43）

第2章 指定管理者制度導入・運用方針の決定

1 指定管理者制度導入に当たっての基本事項

指定管理者制度導入の目的は、主に「住民サービスの向上」及び「経費の縮減」の2つとされていますが、施設ごとに指定管理者制度導入の効果やねらいは異なるため、どのような効果を見込んでいるのか、その効果を達成するためにどのようなことを指定管理者に期待するのか、市としての考えを施設ごとに明確にし、指定管理者と情報を共有する必要があります。

2 指定管理者が実施する業務

指定管理者は、市が必須の事業と定め、協定書や仕様書等において具体的に業務内容を指示する「指定事業」と、協定書や仕様書等において定めがなく、また指定管理料で当該経費を支出せずに施設の設置目的に沿って自由に企画し、自主的に行う「自主事業」に整理し、業務を実施します。

3 条例の整備

指定管理者制度の導入に当たっては、自治法第244条の2第3項及び第4項の規定により、「指定管理者の指定の手続」、「指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲」を条例で定める必要があります。そのため、新たに指定管理者制度を導入する際は、施設の設置条例の改正の必要性の有無を確認しなければいけません。

4 選定単位

指定管理者は、必ずしも個々の施設ごとに選定しなければいけないものではなく、以下に掲げるような場合で、利用者の利便性向上、経費の縮減の効果や市場性も加味した上で、同種の施設や複合施設等の複数の施設を一括して指定管理者に管理を委任することができます。

- ① 同種の事業を行っている施設が複数存在している場合
- ② 敷地又は建物が同一、又は隣接し、若しくは近接する複数の施設である場合

5 指定管理者の選定基準

「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）（平成15年7月17日付け総務省自治行政局長通知）」において、選定する際の基準として次のような事項を定めておくことが望ましいとされており、唐津市におきましても、当該事項を唐津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第357号。以下「指定手

続条例」という。)に規定し、この基準に基づき指定管理者の選考を行っています。

- ① 住民の平等利用が確保されること。
- ② 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

6 公募、非公募

指定管理者の選定方法については、「指定管理者制度の運用について（平成22年12月28日付け総務省自治行政局長通知）」において「複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい」とされており、公平性、透明性を確保する趣旨からも、公募を原則とします。

ただし、指定手続条例第2条ただし書きに定める特別な事由がある場合は、非公募を採用できるものとします。非公募を採用できる場合の例は次のとおりとします。

① 当該施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき

- ア 指定期間中にその指定を取り消した場合または指定管理者が辞退した場合において、緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。
- イ 公募に対する応募者がない場合または応募した団体が選定基準に満たない場合において、改めて公募の手続きを行うための十分な期間が確保できないまたは条件を見直しても応募者が見込めないとき。

② 当該施設の適正な運営を確保するため必要と認められるとき

- ア その運営に資格や専門性の高い知識、経験等を要する施設で、社会福祉法人や医療法人等に委託することにより適正な管理運営を確保しなければならないとき。
(例：社会福祉施設、病院、保健センター等)
- イ 施設の性質上、市民生活に直結する施設で、その運営に資格や特殊な技術等を要し、直営で運営することが困難なとき。
(例：下水道処理施設、清掃センターなど)
- ウ 地域住民が専ら使用している施設で、当該地域の公共的団体等に委任することにより適正な管理運営を確保できるとき。
(例：地区運動広場、地区集会所等)
- エ 地域に密着した施設で、地域住民で組織される団体等に管理を委任することにより、地域の活力を生かした効果的かつ適正な施設運営が見込まれるとき。
- オ 団体等の設立の経緯や目的が、公の施設の設置目的等と密接不可分であるような場合で、当該団体等に管理を委任することにより、効果的、安定的な施設運営が

見込まれるとき。

カ 当該施設の設置目的に鑑み、その管理を専門的な知識や経験、ノウハウ等を有する特定の団体等に委任することにより、施設の適正かつ効果的な運用が見込まれるとき。

③ その他市長が必要と認めるとき

ア 現に指定管理者制度を活用している施設で、近い将来に民間譲渡または廃止の方針が決定している施設

イ 本市の公の施設と、本市以外の団体等が所有する施設が併設されている場合で、当該公の施設の事業内容等から、当該団体等が所有する施設と一体的に管理運営を行うことが効果的、効率的であるとき。

ウ 公の施設の設置目的に鑑み、市内事業者の育成や地元雇用の確保、地域経済の振興等の観点から、指定管理者となり得る適当な団体等が特定されるとき。

エ 当初公募により指定管理者を選定した場合において、その管理運営状況が継続して優良であるなど、当該指定管理者が引き続き施設の管理運営を行うことで、公共サービスのさらなる向上が見込まれるとき。

オ 公共施設再編等により、長期の指定期間を定めることが困難と認められるとき。

7 指定期間

自治法第244条の2第5項の規定により、指定管理者の指定は期間を定めて行うものとされています。本市における指定期間にについては、5年を原則としますが、5年と3年の指定期間の考え方は次のとおりとします。なお、5年と3年以外の指定期間についても設定可能としますが、合理的な理由がなく長期間の指定を行うことは、公の施設の効果的かつ効率的な管理の観点から不適切とします。

① 5年を基準とするもの（原則）

ア 雇用の安定

イ 繼続的な自主事業の実施に伴うサービスの向上

ウ 職員の人材育成

② 3年を基準とするもの

ア 将来の利用者動向の予測が困難な施設

自然災害などによる観光客の大幅な減少により、利用料収入が大幅に減少する可能性を考慮

イ 初めて指定管理者制度を導入する施設

当初より長期の契約を結ぶことによるリスクを軽減するため

8 管理に係る経費

(1) 管理経費の調達方法

指定管理者が施設の管理を行うために必要な経費は、主に次の3つに区分されます。各施設の特性を踏まえ、利用料金制度の採用の可否も含め、どの区分により管理を行うのか決定する必要があります。

- ① 全額を利用料金収入で賄う。
- ② 利用料金収入及び市からの指定管理料で賄う。
- ③ 全額を市からの指定管理料で賄う。

(2) 利用料金制度の可否

利用料金制度を採用することは、指定管理者による自主的な管理運営、経営努力を発揮しやすくなるとともに、会計事務の効率化を図ることが可能となるため、このような効果が見込まれる施設については、利用料金制度の導入を推進していきます。

【利用料金と使用料の違い】

	利用料金	使用料
法的性質	私法上の収入 (指定管理者の収入)	公法上の収入 (唐津市の収入)
料金	条例の範囲内で、市の承認を得て、指定管理者が定める。	条例により定める。
料金に関する不服申立て	不可	市長に対する不服申立てが可能
料金を支払わない場合	滞納処分を行うことはできない。民事執行手続等により回収する。	市長による滞納処分が行われる場合がある。

第3章 指定管理者選定委員会

1 指定管理者選定委員会の設置

唐津市公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に行うために設置します。

2 選定委員会の所掌事務

選定委員会は次に掲げる事項を審査します（唐津市公の施設に係る指定管理者選定委員会規程第2条）。

- ① 公募の是非の判定に関すること。
- ② 公募に関する事項の決定に関すること。
- ③ 申請書類の審査、評価及び調査に関すること。
- ④ 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- ⑤ そのほか、市長が必要と認める事項に関すること。

3 申請書類の審査、評価及び調査

申請書類の審査、評価及び調査に当たっては、申請者によるプレゼンテーションを実施します。また、必要に応じてヒアリングを実施することができます。

4 委員構成

選定委員会は、内部委員及び外部委員によって構成します。内部委員及び外部委員のメンバーについては、次のとおりとします。なお、審議においては、外部委員の数は内部委員と同等もしくはそれ以上となるよう努めることとします。

【内部委員】 副市長（委員長）、総合政策部長、財政課長、当該施設を所管する部長

【外部委員】 学識経験者、金融関係、中小企業診断士

※外部委員については、想定であり、これらに限るものではありません。

5 選定委員会の会議の公開

選定委員会の会議については、次の理由により非公開とします。

- ① 団体等の提案には、著作権その他団体等が保有する特別なノウハウ、技術、アイデア等が含まれるため、当該団体等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるため。

② 審議に際し、委員の率直な意見交換または中立性が損なわれるおそれがあるため。

6 選定委員会委員及び本市関係職員との接触禁止

審査の公平性及び透明性を確保するため、選定委員会において審査結果が出されるまでの間、選定委員会委員及び本市関係職員との接触を禁止します。

第4章 公募施設における指定管理者の選定手続

1 選定委員会による審査

唐津市公の施設に係る指定管理者選定委員会規程第2条第1号及び第2号に基づき、選定委員会において、「公募の是非の判定に関すること」、「公募に関する事項の決定に関すること」を審査します。

2 募集要項の作成

指定管理者の公募にあたり、指定手続条例に掲げる事項のほか、対象施設の概要、選定のスケジュール等を示した募集要項を作成しなければいけません。なお、より多くの事業者に応募を行っていただくため、市場性を十分加味したうえで募集条件を検討する必要があります。募集要項に記載すべき項目は次のとおりですが、施設の特性などに応じて内容を変更することが可能です。

(1) 施設の設置目的及び指定管理者募集の趣旨

施設の設置目的及び指定管理者制度を導入する趣旨を示し、指定管理者に何を求めるのか、趣旨を明確にします。

(2) 施設の概要

施設の所在地、規模や特徴のほか、近年の施設利用者数等について、応募者に対して十分な情報提供を行います。

(3) 指定期間

施設の特性や状況を踏まえ、適切な指定期間を設定します。

(4) 指定管理者が行う業務

指定管理者が最低限行うべき業務内容を明記します。

(5) 管理に要する経費等の取扱い

指定管理料、施設使用料のほか、利用料金制の採用の有無等について明記します。

(6) 管理の基準

当該施設の休館日や開館時間等について明記します。

(7) 応募資格等

応募資格を明記します。なお、特段の事由がない限り、住所要件は課さないものとし

ます。

(8) 指定管理者の募集と選定までの流れ

募集から選定までの大まかなスケジュールを明記します。

(9) 募集要項の配布方法

募集要項の配布期間並びに配布場所について明記します。より多くの方に応募していただくため、インターネットのほか、さまざまな広報手段を活用するものとします。

(10) 募集説明会及び施設見学会への申し込み

当該施設について、応募者に対して十分な情報を提供するため、募集説明会や施設見学会等を開催します。なお、現指定管理者が施設内容を熟知しているため、選定における応募者間の公平性を担保する観点から、新規参入事業者に対する情報提供を積極的に行う必要があります。

(11) 募集要項等に関する質問の提出及び回答

質問の提出期間、提出方法、提出先のほか、質問に対する回答方法及び回答期限（予定）を記載します。

(12) 応募書類の提出

応募書類の提出期限、提出方法、提出先等を記載します。公募の期間は、1カ月以上を確保するものとします。

(13) 提出書類

応募に際して提出が必要な書類を記載します。施設の特性に応じ、提出を求める書類は異なります。

(14) 応募に関する留意事項

応募に際しての禁止事項（選定委員会委員との接触禁止等）、応募書類の取り扱い、費用負担等について記載します。

(15) 選定方法

審査の方法、審査基準（評価項目、配点、満たすべき最低基準）等について記載します。

(16) 選定結果等の通知及び公表

選定結果等の通知方法及び公表方法を記載します。

(17) 指定管理者の指定の手続き

指定管理者の候補者の決定後の事務手続について記載します。

(18) 指定管理者の更新及びペナルティー制

更新制及びペナルティー制を導入していることを募集の時点でお伝えします。

(19) 担当部局

担当部署を記載します。

3 公募手続の開始

公募の手続を開始したときは、市のホームページのほか、市報等において周知を行います。公募の期間は、1カ月以上を確保しなければいけません。ただし、再公募や指定期間中に指定管理者が辞退を申し出た場合等、十分な公募期間を確保できない特別な理由がある場合はこの限りではありません。

4 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、収支決算書等）の審査

応募者から提出された貸借対照表、損益計算書、収支決算書等をもとに、応募者の財務状態の審査を税理士等に依頼します。審査結果については、選定委員会の委員に配布し、審査資料の一つとします。

5 信用調査の実施

応募者の信用調査を専門業者に依頼し、応募者の経済状況に関する情報のほか、応募者の長所や技術力などの調査を行います。調査結果については、選定委員会の委員に配布し、審査資料の一つとします。

6 選定委員会による審査及び候補者の選定

選定委員会において、唐津市公の施設に係る指定管理者選定委員会規程第2条第3号及び第4号に規定されています「申請書類の審査、評価及び調査に関すること」、「指定管理者の候補者の選定に関するこ」とを審査します。

具体的には、申請者によるプレゼンテーションのほか、場合によってはヒアリングを実施し、候補者を選定します。

プレゼンテーションの結果、最高得点を獲得した者が自動的に候補者として選定されるのではなく、各審査項目の得点、財務諸表の書類審査、信用調査の結果等を総合的に判断し、選定委員会によって候補者の選定を行います。

7 選定結果通知

候補者の選定を行ったときは、応募を行った団体に対し、速やかにその結果を指定管理者選定結果通知書により通知します。なお、候補者の決定については、処分性は認められず、行政不服審査法に定める「処分」ではないため、行政不服審査法に定める不服申立ての対象とはなりません。

8 選定結果公表

候補者の選定を行ったときは、選定結果を応募団体に通知するとともに、ホームページにおいて選定結果を公表します。公表する内容は次のとおりです。

- ① 募集の方法（応募者数）
- ② 施設及び指定管理者候補者の概要
- ③ 候補者選定の経緯
- ④ 審査結果

※④審査結果については、第1順位の応募者の名称については公表しますが、第2順位以降の応募者の名称については公表を行いません。

9 仮協定の締結

公の施設の細項目事項について、指定管理議案の提案前に指定管理者の候補者と仮協定書を締結する（内容は基本協定書と同じ）。ただし、選定から議決まで期間が短い場合は、仮協定書を締結しないことも可能である。

10 次点候補者の設定

指定管理者の候補者が仮協定の締結の際に条件が折り合わないなどの理由により、協議が成立しない場合を想定して、次点の候補者を決めておくことができる。

なお、次点の候補者を決めておくことで、再度、選定委員会を行うことなく、仮協定締結に向けて協議を行うことができるが、いつまで次点としての権利を有しているのかを募集要項において明確にしておくこと。

原則として、指定期間が開始した後に何らかの理由で指定管理者が指定の取消し及び業務の停止命令を受けた場合は、再度、公募（非公募）で次の指定管理者を選定すべきであるため、目安として、指定期間が開始する前まで次点としての権利を有しているものとする。

第5章 非公募施設における指定管理者の選定手続

1 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、収支決算書等）の審査

候補者に対し、貸借対照表、損益計算書、収支決算書等の提出を依頼し、提出された資料をもとに、担当課が候補者の財務状態の確認を行います。

2 選定委員会による審査

唐津市公の施設に係る指定管理者選定委員会規程第2条第1号に基づき、選定委員会において、非公募の是非の判定及び相手方を審査します。

3 担当部署による事業計画書等の書類審査

指定管理者は手続条例第4条各号に該当するもののうちから選定することとなっており、非公募施設においても同様であり、事業計画書等の提出を相手方に依頼し、候補者として選定を行うのかどうか判断を行います。

4 選定結果通知

候補者として選定を行ったときは、速やかにその結果を通知します。

5 選定結果公表

候補者の選定を行ったときは、選定結果を応募団体に通知するとともに、ホームページにおいて選定結果を公表します。公表する内容は次のとおりです。

- ① 募集の方法
- ② 施設及び指定管理者候補者の概要
- ③ 候補者選定の経緯

6 仮協定の締結

公の施設の細項目事項について、指定管理議案の提案前に指定管理者の候補者と仮協定書を締結する（内容は基本協定書と同じ）。ただし、選定から議決まで期間が短い場合は、仮協定書を締結しないことも可能である。

第6章 指定管理者の選定における注意点

1 応募者の欠格要件

公募施設において、応募しようとする団体（共同事業体の構成団体を含む。）又はその代表者若しくは役員等が、次のいずれにも該当しないこととします。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続を開始している者
- ④ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 国税及び地方税を滞納しているもの
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- ⑦ 当該団体の責めに帰すべき事由により、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき本市から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものの
- ⑧ 本市の指名停止を受けているもの
- ⑨ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ⑩ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ⑪ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑫ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑬ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑭ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑮ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑯ ⑨から⑮に掲げる者が、その経営に実質的に関与しているもの
- ⑯ 議員が役員等に就いている団体
- ⑰ 市長、副市長、教育長及び教育委員会の委員が役員等に就いている団体（市が資本金その他これに準ずるものとの2分の1以上を出資している法人を除く。）

2 「議員が役員等に就いている団体」及び「市長、副市長、教育長及び教育委員会の委員が役員等に就いている団体」の応募制限

指定管理者制度は、地方公共団体から指定管理者に管理権限を「委任」するものであり、両者に取引関係が成立するものではないため、地方自治法に基づく「請負」に当たらず、同法第92条の2、第142条、第166条及び第180条の5第6項の「請負」に対する兼業禁止の規定は適用されないと解釈されています。

そのため、地方公共団体の長や議員が経営する団体が指定管理者になることは排除されていませんが、長は指定管理者の「選定」に関わり、また、議員は「指定議決」に関わるため、「市民に対する公平性、透明性の確保」、「長や議員からの影響力の排除及び政治的中立の確保」の観点から、「議員が役員等に就いている団体」及び「市長、副市長、教育長及び教育委員会の委員が役員等に就いている団体」は指定管理者への応募ができないものとします。（市が資本金その他これに準ずるもの2分の1以上を出資している法人を除く。）

※「役員等」とは、取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事等のほか、相談役や顧問等を含む（当該団体に対して有する権限の如何を問わない）ものとします。

3 審査項目について

指定管理の候補者の選定に当たっては、次の審査項目により審査を行います。配点は募集要項において周知します。

選定基準	審査項目	審査の視点
施設の平等利用が確保されること	設置目的	公の施設であること及びその設置目的を十分に理解した事業計画となっているか。
	平等利用	すべての利用者に対して公平性、平等性が確保される事業計画であるか。
		特定の個人、団体等を優遇し、又は不当に利用を制限するおそれはないか。
施設の効用が最大限に発揮されること	サービス向上	利用者へのサービス向上を図るために具体的な取組が計画されているか。
		利用者へのサービス向上を目的とした他施設との連携事業等の取組が計画されているか。
		利用者の意見、提案等を聴取し、改善策を講じるための仕組みを備えているか。
	自主事業	施設の設置目的から逸脱せず、利用者へのサービス向上や地域振興等につながる自主事業が計画されているか。
地域貢献		市内業者の活用や地元雇用の確保など、地域振興に資する事業計画となっているか。
		地域住民、団体等と連携した事業の実施や地域活動への参加など、地域貢献の取組が提案されているか。

		高齢者や障がい者等の雇用、ワークライフバランス、男女共同参画の推進、その他市の施策に貢献する取組が計画されているか。
	利用促進	施設の利用促進・拡大のための効果的な情報発信、広報の取組が提案されているか。
管理に係る経費の縮減が図られること	提案額	募集額を基準とし、提案額に応じてあらかじめ配点を定める。
	経費縮減	経費縮減のための具体的な取組が計画されているか。 経費縮減の取組とサービス水準確保のバランスがとれているか。
管理を行う物的、人的能力を有していること	物的能力	類似施設を良好に管理又は運営した実績を有するなど、施設の管理運営にあたり十分な能力を備えているか。 安定した管理運営を行うための経営基盤が整っているか。 施設の管理運営における法令等遵守の意識を備え、適切な対応が見込まれるか。
		個人情報の保護及び情報公開への対応に関し、必要な措置が講じられているか。
		施設の管理運営に過不足のない人員配置及び勤務体制となっているか。
		十分な経験やノウハウを有する職員が配置される計画となっているか。 従業員への指導、研修等の有能な人材確保のための取組が計画されているか。 安全確保と危機管理のための体制が十分に整っているか。

4 共同事業体

公の施設の管理運営について、単一の団体だけではなく、それぞれの特性を活かすことができる複数の団体が共同事業体を結成し、共同して当該施設の管理運営を行うことができます。

共同事業体の申請にあたっては、代表者を設け、当該事業体を代表して対外的な折衝にあたるほか、施設の管理運営に係る主導的な役割を担う等、重要な権限と義務を担保させるとともに、構成団体の役割や業務分担を明確化した協定書を各構成団体間で締結し、市に対して提出しなければいけません。

5 共同事業体の代表者及び構成団体の変更

共同事業体の代表者及び構成団体の変更については、当該共同事業体の性格や実態に大きな変更が生じることから原則認めていません。変更を行う場合は、再度議会の議決が必要です。

6 申請を行った者が1者だった場合の取扱い

応募者が1者のみの場合も、公募手続を行い競争性が確保されているため、応募は有効としますが、直ちに当該応募者を指定管理者候補者として選定を行わず、応募者によるプ

レゼンテーションを実施したのち、各審査項目の得点、財務諸表の書類審査、信用調査の結果等を総合的に判断し、選定委員会によって当該応募者を候補者として選定を行うかどうかについて判断を行います。

7 応募者がなかった場合

公募の結果、応募者がなかった場合は、募集金額、業務内容等の条件を見直し、改めて公募の手続を行います（選定委員会の審査を含みます。）。

第7章 指定管理者の指定及び協定の手続

1 指定議案

指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければいけません（自治法第244条の2第6項）。議会への議案提出は、指定管理者との協定の締結や従前の指定管理者との業務の引継ぎ等を考慮し、原則12月議会において提案することとします。

なお、指定にあたり、議決すべき事項は次のとおりとします（平成15年7月17日付け総務省自治行政局長通知）。

- ① 公の施設の名称
- ② 指定管理者となる団体の名称
- ③ 指定期間

2 指定の法的性質

指定管理者の指定は、法律に基づき、具体的の場合について、行政機関の単独の意志により権利を設定し、義務を命じ、その他法律上の効果を発生させる行為に該当し、「行政処分」の一種と解されており、法律上の契約ではありません。そのため、自治法第234条の契約に関する規定には該当せず、同条に規定する入札の対象とはなりません。

また、地方公共団体から管理権限を指定管理者に委任することにより、地方公共団体の代わりに管理を行うものであり両者に取引関係が成立するものではなく、「請負」にも該当しないと解釈されています。

3 債務負担行為

指定管理者の指定については、翌年度以降に指定管理料を支出することが見込まれる場合、自治法第214条の「債務を負担する行為」にあたるため、指定議案と併せて、債務負担行為設定に係る予算案を提出しなければいけません。

4 公募の結果、指定管理者として選定されなかった場合

自治法第244条の2第3項に規定する「指定」及び同法第244条の2第11項に規定する「指定の取消し」は、行政不服審査法第4条第1項に規定する「行政庁の処分」にあたり、指定を取り消された者は、当該取消処分について不服申立てをすることができます。

しかし、公募の結果、指定管理者の候補者に選定されなかった者を「指定しない」という行為自体には处分性は認められず、当該行為は行政不服審査法第4条第1項に規定する「行政庁の処分」にあたらない（「不許可処分」に相当するものではない。）と考えられ

るため、当該行為については、行政不服審査法における不服申立てをすることはできないと考えられています。

ただし、条例で定める選定の手続に瑕疵等があり、選定プロセスに問題が認められる場合、その結果である「指定」行為について不服申立てをおこなうことは可能です。

5 議案が否決された場合

指定管理者の候補者として議会に対して提案を行った者が、議会における審議の結果、指定管理者として指定されなかった場合、次点候補者がいる場合にはその団体を候補者として議会に諮るのか、または不指定の通知を行ったうえで、改めて再度公募手続きを行うのかについて、事前に手順を定めておくことが望ましいとされています。

なお、この場合の「不指定の通知」は、一種の行政処分ですが、「議会の議決を経て行われるべきものとされている処分」（行政不服審査法第7条第1項第3号）に該当するため、不服申立ての対象とはならず、唐津市が損失の補償等を行う責を負いません。

6 指定管理者指定決定通知書の送付及び告示

指定管理者の指定を行ったときは、唐津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第261号。以下「指定手続条例施行規則」という。）第6条第2項に基づき、指定管理者指定決定通知書を交付し、さらに同条第3項に基づき、指定管理者を指定した旨を告示しなければいけません。

【告示する内容】

- ① 管理を行わせる施設の名称
- ② 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者
- ③ 指定の期間

7 協定の法的性質

協定の法的性質については、「指定」という行政処分の「附款」（行政行為の効果を制限し、または義務を課すために付加される行政手の意思表示）と解釈されています。他方で、行政契約の要素を併せ持つもの（大阪高裁平成19年9月28日判決）との考え方も示されているため、協定の作成・締結に際しては、市と指定管理者の共通認識に基づいたものとなるよう協議を重ねる必要があります。

8 協定の締結

市と指定管理者の間で、指定管理者が行う施設の管理運営業務の詳細な事項や管理運営に付随して定めておくべき事項などについて協定を締結します。協定は、指定期間全体にわたる協定である「基本協定」と指定期間の年度ごとの「実施協定」の2種類を締結し

ます。協定書で定めなければならない事項は、指定手続条例施行規則第6条第2項各号に定める事項とします。

(1) 基本協定書

管理業務の実施に当たっての具体的な事項について、指定管理者との協議に基づき、基本協定書を締結します。

(2) 実施協定書

指定期間の各年度当初に、当該年度の管理業務に係る指定管理料等の額及び支払期限、その他当該年度において定めるべき事項等について、指定管理者との協議に基づき、実施協定書を締結します。

なお、各年度の指定管理料については、当該年度は原則変更しないものとします。ただし、基本協定書に定める「特別な事情が生じた場合」は、指定管理料等を変更できるものとします。この場合の「特別な事情」とは、天災その他やむを得ない事故により管理運営に支障をきたした場合であり、単に利用者が減少したことなどによる収益の悪化は、特別な事情には当たりません。

9 印紙の必要性

印紙税法第2条及び別表第1においては、「請負に関する契約書」が課税対象と規定されています。指定管理業務は、施設の管理運営の「委任」とみなし、「仕事を完成する」（民法第632条）ことを目的としているものではないため、「請負」には該当しないと解されています。そのため、基本協定書や実施協定書には印紙を添付する必要はないと考えられますが、協定書の内容によっては「請負」とみなされ、印紙が必要な場合も考えられることから、所管課は、事前に収入印紙の貼付の必要性を税務署に確認し、指定管理者に必要な指示を行わなければいけません。

10 保証金

契約保証金については、地方公共団体と契約を締結する者から規則で定めるところにより納付させなければならないとされています（地方自治法施行令第167条の16）。しかし、指定管理者の指定は、行政処分の一種とされており、指定管理者は契約ではなく、条例に基づく指定という行政行為によって公の施設を管理することになります。そのため、指定管理者に対して自治法上の契約保証金を納付させることはできません。

そのため、指定管理者との協定に当たっては、唐津市財務規則（平成17年規則第41号）第108条に規定する契約保証金の取扱いに準じて、指定管理料の10分の1以上の保証金を納めなければならないものとします。ただし、指定管理者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときのほか、保証金を納めさせることが

適当でないと認められる場合等については、唐津市財務規則第108条の取扱いに準じて、保証金の納付を免除することができます。

11 業務の引き継ぎ

指定管理者が変更となる場合は、現在の指定管理者と新たな指定管理者との間で業務の引き継ぎが適切に行われるよう、必要に応じて引き継ぎ現場への立ち合い、引き継ぎ事項の確認を行うこととします。

第8章 モニタリング評価に関する事項

1 目的

指定管理者制度では、複数年にわたり施設の管理を民間事業者等に委ねることから、指定期間中の適正な管理を確保するため、指定管理者に対して毎年度終了後に事業報告書を提出させるほか、管理の業務又は経理の状況について報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行い、指示に従わないとき等には指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます（自治法第244条の2）。

モニタリング評価は、指定管理者による公の施設の管理運営が、事業計画書に沿って適切に実施され、継続的、安定的なサービスの提供が行われているのかどうかを定期的に確認するために実施され、PDCAサイクルに基づくマネジメントシステムの一環である「C（Check：評価）」の役割を担っています。

2 評価の内容

モニタリング評価は、「業務の履行状況」、「サービスの質」、「継続性・安定性」の3項目を評価項目として実施します。

(1) 業務の履行状況

協定書等に定められた施設の管理運営業務を指定管理者が適切に実施しているのかどうか、当初の事業計画と、事業報告書で報告される業務実施状況との整合性等を確認し、評価を行います。

(2) サービスの質

指定管理者が提供するサービスの質（水準）が、市の要求水準を満たしているのかどうか、事業報告書、実地調査、アンケート等により確認し、評価を行います。

(3) 継続性・安定性

指定管理者が提供するサービスが継続的、安定的に提供されているのかどうか、事業報告書に記載された収支状況等により確認し、評価を行います。

3 評価の方法

(1) 指定管理者が行う事項

ア モニタリング評価シートの作成

施設の利用状況、収支状況のほか、自己評価を記載します。

イ 労働条件等確認シートの作成

「指定管理者制度の運用について（平成22年12月28日付け総務省自治行政局長通知）」において、「指定管理者の選定にあたっても、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮がなされるよう留意すること。」とされており、労働条件の確認のため、指定管理者が労働条件等確認シートに必要事項を記載し、市の担当部署へ提出します。

ウ 財務諸表の写しの提出

財務諸表の写しを市に対して提出します。

エ 事業報告書の提出

自治法第244条の2第7項及び指定手続条例第5条に基づき、指定管理者は毎年度終了後1月以内に、管理運営業務に関する事業報告書を市の担当部署へ提出します。

(2) 市が行う事項

ア モニタリング評価シートの記載

指定管理者の記載事項を確認し、市の評価を記載します。

イ 財務諸表の確認

指定管理者から提出を受けた財務諸表の写しをもとに、指定管理者の経営状況の確認を行います。

ウ 実地調査チェックリストの作成

指定管理者指定後も、指定手続条例第4条各号に掲げる指管理者の要件を満たしているのかどうかの確認を行うため、実地調査を行い、実地調査チェックリストを作成します。

4 更新制

更新制とは、当初公募により選定した指定管理者が一定の要件を満たした場合において、当該指定期間を更新し、長期にわたる施設の管理運営を可能とする制度です。更新にあたっての手続きは、非公募による案件として、議会の承認を得る必要があります。

更新制による指定期間は原則3年とし、また原則として当初の公募に対し1回限り更新が可能とします。

5 更新の要件

更新に当たっては、次の要件を全て満たしたうえで、選定委員会の承認を経て、議会の議決を受けなければいけません。

- ① 当初の指定期間が5年で、初年度から4年間のモニタリング評価のうち、総合評価で3回以上「優良」を獲得していること。

- ② モニタリング評価の基礎項目において「不適」がないこと。
- ③ 更新期間内に、施設の建替えや大規模改修等の施設運営方針に大きな変更の予定がないこと。
- ④ 更新後の指定期間における指定管理料等の諸条件が当初の指定期間と同水準であり、市と指定管理者双方が合意していること。ただし、施設の状況や経済状況の変化など、やむを得ない事由がある場合は、当該事由を考慮するものとする。
- ⑤ その他公募時に市が示した更新のための要件を満たしているとき。

6 ペナルティー制

ペナルティー制とは、指定管理者による施設の管理運営が不適切と認められる場合、指定管理者の更新時に、当該指定管理者の応募を制限する制度です。

7 ペナルティー制の要件

公募時にペナルティー制を適用する旨を募集要項に明記したうえ、指定期間中に、同一の評価項目において2回連続で「D（要改善）」または「不適」となった場合にペナルティーを科すことができます。

8 更新制及びペナルティー制の適用開始

更新制及びペナルティー制は、平成29年度以降に新規導入または更新する指定管理者から適用します。

第9章 指定の取消し等

1 指定の取消し、業務停止命令

公の施設の管理の適正を期するため、市は、指定管理者に対して当該管理の業務又は経理の状況に關し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができます。そして、指定管理者がこの指示に従わないときや、その他指定管理者による管理を継続することが適當でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます（自治法第244条の2第10項及び11項）。

2 指定の取消し等の要件

自治法第244条の2第11項に定める「指定管理者による管理を継続することが適當でないとき」とは、自治法第244条の規定に違反した場合や、指定管理者の経営状況が著しく悪化している場合等、公の施設の適正な管理に重大な支障が生じ、または生じるおそれがある場合です。したがって、指定を取消すことができるのは、指定管理者の責めに帰する事由がある場合であり、指定管理者の責めに帰する事由がないにもかかわらず、指定の期間の途中で取消すことは想定されていません。

仮に、一方的に指定を取消した場合には、当該取消しは行政処分であることから、取消訴訟や国家賠償法に基づく賠償請求の対象となります。また当該取消し行為に対し、民法上の不法行為にあたるとして、賠償請求がなされることも考えられます。

【指定管理者の取消要件として想定される事由】

- ① 指定管理者に対して、自治法第244条の2第10項の規定により相当な期間を定めて改善措置を講ずることを明示した場合において、当該期間を経過してもなお、当該指示に係る改善がなされないとき。
- ② 指定管理者が業務の履行を放棄した場合
- ③ 指定管理者の責めに帰す事由により、協定上の指定管理者の義務の履行が不能となった場合
- ④ 前記①～③の場合のほか、指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理者がこの協定上の義務を履行しない場合で市長等が相当な期間を設けて履行の催告を行ったときにおいて、当該期間を経過してもなお、当該義務の履行がなされないとき。
- ⑤ 市に提出された報告書、請求書その他の書面の重要な事項に虚偽の記載があるとき等市長等から指摘されるべき事項がある場合
- ⑥ 指定管理者の経営悪化や組織再編行為等により管理業務を継続することが不可能

又は著しく困難になった場合

- ⑥ 指定管理者に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始のいずれかについて指定管理者の取締役会等でその申立等を決議した場合又はその申立等がされた場合
- ⑦ 指定管理者が支払不能又は支払停止となった場合
- ⑧ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき。
- ⑨ 指定管理者又は指定管理者の役員等（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）が、唐津市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、又は同条第4号に規定する暴力団等である場合
- ⑩ 上記のほか、当該法人等が指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められる場合

3 指定の取消し等の手続

(1) 聴聞又は弁明の機会の付与

指定取消し及び業務停止命令は、行政手続法上の「不利益処分」に該当するため、これらを行うにあたっては、同法及び唐津市行政手続条例（平成17年条例第13号）第13条に基づき、聴聞又は弁明の機会を付与するものとします。

(2) 議会の議決

自治法上、指定取消し又は業務停止命令については、議会の議決を義務付けられてはいませんが、指定管理者の指定は議会の承認を経ているため、議会への報告は必要とします。

(3) 書面の送付・理由の提示

聴聞等の手続を経て、なお処分を行うべきと判断した場合は、「指定管理者指定取消通知書」等の書面により、指定取消又は業務停止命令の処分を行います。この書面において、当該処分の理由を指定管理者に対して示さなければいけません。

(4) 告示

指定手続条例第7条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消したとき及び期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときは、指定手続条例施行規則第6条第3項に基づき、遅滞なくその旨を告示しなければいけません。

(5) 指定取消し等に対する不服申立て・行政訴訟

聴聞の手続を経て行われた指定取消し等に対しては、行政手続法第27条の規定により、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことはできません。

一方、弁明の機会の付与を経て行われた業務停止命令については、不服申立てを行うことができます。

また、行政事件訴訟法に基づく取消訴訟は、いずれの場合も行うことができます。

以上から、指定取消通知等には必要な教示を記載する必要があります。

4 指定取消後の運営

指定取消を行った場合は、その施設を直営により運営するのか、一時休止するのか、または廃止とするのかについての検討が必要だが、いずれの場合も、市民に対する影響を最小限に抑えるよう配慮が必要です。

第10章 制度運用全般に関する事項

1 指定管理業務の再委託

指定管理者は、施設の管理運営業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできませんが、清掃や警備及び設備等、個々の具体的業務の再委託については、市の承諾を受けたうえで実施できます。

2 リスク分担

公の施設の管理運営業務においては、様々なリスクが想定され、これらのリスクに対して適切に対応していく必要があります。リスクについては、想定されるリスクを洗い出したうえで、基本協定書を締結するにあたり、市と指定管理者との間で、リスク分担を定めておく必要があります。

3 損害賠償責任

設計、構造上で不完全な点がある場合や、維持、修繕や保管に不完全な点がある場合など、公の施設の設置又は管理において、通常有すべき安全性が欠けていたことが原因で、利用者に損害が生じた場合には、国家賠償法第2条（公の营造物の瑕疵による損害の賠償）の規定により、設置者である市が賠償責任を負います。

また、公の施設の管理業務の執行にあたっての指定管理者の行為（暴行等）が原因で利用者に違法に損害が生じた場合には、国家賠償法第1条（公務員による不法行為による損害の賠償）の規定により、設置者たる地方公共団体が賠償責任を負うこととなります。

なお、市が被害者に対して直接賠償したときで、指定管理者に故意又は重過失がある場合には、指定管理者に対して求償することができます。

4 指定管理者の利用許可処分に対する不服申立て

指定管理者が行った公の施設を利用する権利に関する処分（施設の利用申請に対する不許可処分等）に対して不服がある者は、市長に対して審査請求を行うことができます（自治法第244条の4第3項）。なお、審査請求に対する決定には、議会への諮問が必要となっています（自治法第244条の4第4項）。

5 利益配分の考え方

公募施設においては、指定管理料又は施設使用料について応募者からの提案（応募）があつておき、既に競争が働いているため、指定管理者の経営努力により得られた利益については、全て指定管理者のものとなります。

非公募施設においては、市と指定管理者との協議により指定管理料を算定しており、競争が働いていないため、得られた利益の2分の1を指定管理者から市に対して納めなけ

ればいけません。

なお、公募施設、非公募施設の全ての施設において、収支が赤字となった場合、市は赤字を補填しないものとします。

6 法人格の変更等が生じた場合

指定管理者として指定後、指定期間中に団体の合併、分割、統廃合等によって団体の法人格に変更が加えられた場合には、原則として議会の議決を経たうえで再度指定を行う必要があります。しかし、団体の性格や構成する人員等に変化がなく、法人の名称や代表者のみが変更された場合は、議会の議決及び再度の指定は必要ありません。

そのほか、会社法の会社分割（新設合併または吸収合併）によりグループ企業へ指定管理業務及び当該事業に係る労働者の多数が承継された場合であって、人員体制等に大きな変化がないと認められるのであれば指定管理者の地位の承継を承認するものとし、議会での議決及び再度指定を行う必要がない（議会への報告は必要）とする他自治体の事例もあります。しかし、本市においては、指定管理者に組織再編行為等が発生した場合は、議会の議決の必要性も含め、市民サービスへの影響が出ないよう諸事情を総合的・合理的に判断し、組織再編行為後の団体を引き続き指定管理者として認めるのかどうかを判断していきます。